

大阪市立 中泉尾小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心をもち、たくましく生きる子ども」の育成のために中泉尾小学校「学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- (1) 学校内の組織的な指導体制を確立し、いじめについての共通理解を図り、いじめを許さない学校づくりを進める。児童のいじめに向かわない態度と能力の育成を図るため、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な取り組みを充実させる。
- (2) いじめの未然防止・早期発見のため、児童自らが互いのよさを認め合い「絆」や「居場所」を作り出す取り組みを充実させる。すべての児童が安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりをおこなう。
- (3) そのため、保護者や地域、関係諸機関との連携を積極的に進め、「保（幼）・小」、「小・小」連携や接続中学校との連携関係も一層深めていく。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

本校策定の「中泉尾小学校教育基本計画」に基づき、授業の改善を図るために以下の取り組みを進める。

- ① 授業の時間を児童が、主体的に積極的に過ごすことは、安心・安全な学校生活に繋がり、学力向上はもとより、いじめをはじめとした生活指導上の諸問題の未然防止に繋がっていく。そのため、「わかる・できる授業づくり」を進め、「すべての児童が参加・活躍」する授業を追及していく。
- ② 「わかる授業」の創造をめざし、現在も進めている「研究授業」の深化と充実を

図り、「外部講師」の活用や「メンター教員」を中心とした校内研修会を実施する中で、教員の指導力の向上を進めていく。

- ③ 習熟度別少人数指導の充実を図ることで、さらに児童に「わかる・できる」を実感させ、主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。
 - ④ 「学習参観」の開催や、学校ホームページの配信などを積極的に実施し、授業の様子や児童の実態を保護者や地域に周知する。
- (2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）
本校策定の「中泉尾小学校教育基本計画」に基づき、児童の自己有用感の高揚を図るために以下の取り組みを進める。
- ① 友人関係や集団づくり、社会性の育成などを進めるために、「体験的な学習」の深化を図り、児童自らが、気づき、経験する機会を積極的に展開していく。
 - ② 様々な「学校行事」や「学年行事」において、児童自らが計画し、実行する機会を積極的に設け、他の児童や大人との関わり合いを通じて、児童自らが人と関わることの喜びや重要性を認識させ、人との絆づくりを進めることで、「自己有用感」、「自己肯定感」そして「ソーシャルスキル」の育成を図っていく。
 - ③ 児童会活動や各委員会活動、縦割り班活動の取り組みなどを通じて、児童相互や異学年交流を積極的に進め、「存在感」や「所属感」の高揚を図り、望ましい集団育成に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

本校策定の「中泉尾小学校教育基本計画」に基づき、いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を図るために以下の取り組みを進める。

- ① 年間計画のもと、道徳教育や人権教育の取り組みを通じて相手の存在や尊厳を認めることのできる児童を育成し、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように取り組みを深める。
- ② それぞれの授業や「体験的な学習」の中で、生命の大切さや仲間の大切さを一層認識させる取り組みを深める。
- ③ いじめている児童はもとより、周りで見ていたり、はやし立てたりする児童についても毅然とした姿勢で指導をおこない、学校全体でいじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を進める。
- ④ 社会全体に、携帯電話やスマートフォーン、パソコンの利用が進む中、「情報モラル・リテラシー」の指導を進めるとともに、保護者に対しても啓発を進める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 児童の細かな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努めるとともに、「家庭連絡帳」や「電話連絡」、さらには「家庭訪問」などをおこない保護者との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
- (2) 地域からの情報も積極的に収集するために、「安全サポート隊」や「社会福祉協議会委員会」からの情報収集に努める。
- (3) 児童情報については、毎月開催している定例の「職員会議」の児童理解の場や、「生活指導連絡会」で各学年からの情報交換と共通理解を行う。緊急の場合は、職員朝会などを活用する。
- (4) 情報については、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を収集の基本とし、「いじめアンケート」や「教育相談」を積極的に活用する。
- (5) 教育委員会を始め、所轄警察署（生活安全課少年係）、子ども相談センター（児童相談所）、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさらには民生委員・主任児童委員などの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員で共有できるよう管理職（校長・教頭）へ速やかに報告する。管理職は、緊急の「職員会議」や「中泉尾小学校いじめ防止委員会」を開催し、特定の教職員で対応することなく、学校全体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- (2) 被害児童の保護や加害児童の指導については、「中泉尾小学校いじめ防止委員会」で具体の方針や対応を検討し、学校全体で解決にあたる。特に、暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかに止めること」を最優先に対応する。
- (3) いじめを傍観していた児童（児童集団）に対しても、自己の問題として捉えさせるように取り組みを進める。
- (4) 解決を図る上で、教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）、子ども相談センター（児童相談所）、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさらには民生委員・主任児童委員などの関係諸機関との連携をおこなう。
- (5) ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

【組織名】

中泉尾小学校いじめ防止委員会

*現在既設の「生活指導連絡会」をいじめ問題に取り組むための組織として機能させ位置づける。

【構成】

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権・同和教育主担、各学年主任、養護教員、スクールカウンセラー

*事案に応じて必要な教職員も加わるものとする。

【役割】

いじめに関する情報や児童の生活指導上に関わる情報の収集や記録、共有をおこない「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正をまとめ。さらに、いじめに関する情報が生じた場合は、緊急に会議を開催し、迅速に情報の共有、関係児童への事実確認、保護指導および支援などの方針の決定をおこなうとともに、解決に向けての取り組みを進める。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

【開催時期など】

各月に生活指導連絡会と同時開催する。事案発生時には緊急に開催する。

【年間計画】

	取り組み内容	備考
前期	<ul style="list-style-type: none">◎各月に生活指導連絡会と「中泉尾小学校いじめ防止委員会」を定例開催する。◎学級担任による教育相談を適宜実施する。	<ul style="list-style-type: none">◎運営に関する計画の立案◎学校協議会
後期	<ul style="list-style-type: none">◎各月に生活指導連絡会と「中泉尾小学校いじめ防止委員会」を定例開催する。◎学級担任による教育相談を適宜実施する。	<ul style="list-style-type: none">◎運営に関する計画の中間進捗の学校評価◎学校協議会◎運営に関する計画の最終の学校評価◎学校協議会
<ul style="list-style-type: none">◎「いじめアンケート」を年3回実施し、いじめ調査を進める。◎児童理解交流会を年2回開催する。◎いじめに関する研修会を実施する。		

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 「学校ホームページ」や「学校便り」を活用し、「いじめ問題」に対する学校の様々な取り組みについての情報発信をおこなう。
- ② 「学校協議会」「PTA役員会・実行委員会」において「いじめ問題」に対する学校の様々な取り組みについての助言をいただき協力体制を構築する。
- ③ 「学級・学年懇談会」等を活用し、「いじめ問題」に対する学校の様々な取り組みについての情報発信をおこなう。

(3) 取組内容の検証

- ① 毎月定例の「中泉尾小学校いじめ防止委員会」において検証と点検を行い、取り組みの更なる充実深化を図る。
- ② 「運営に関する計画」においてP D C Aサイクルをもとに、取り組み内容の精緻な検証と点検をおこない、新たな取り組みに反映させる。

7. 重大事案への対処

「いじめ防止対策推進法第28条」により、次の対処をおこなう。

- (1) 「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などのいじめ事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- (2) いじめ事案発生時は、隠ぺいせず教育委員会に報告するとともに、関係児童、保護者に対して誠意ある対応を行い、外部との対応について窓口の一本化を図る。
- (3) 教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を踏まえた必要な措置をおこなう。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- (4) 被害の児童・保護者に対しては、当該調査に係る事態の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。

いじめ発見の際の流れ

